

伊方原発広島裁判原告団長・副団長に松井広島市長が回答

=====2016年3月25日 直ちに解禁

2016年3月25日（広島）：

広島地裁に対して3月11日に四国電力伊方原発1号機から3号機の運転差止提訴と3号機の運転差止仮処分申立を行って広島地裁に受理された伊方原発広島裁判の堀江壯原告団長と伊藤正雄原告副団長及び原田二三子同応援団長は、かねて提出していた「広島市長への要望書」に関して松井一實広島市長から「回答」を受けることになった。25日堀江原告団長が明らかにしたものだ。

この要望書は提訴前の2月8日に提出されており、広島市民にとって伊方原発の再稼働が危険であること、原発再稼働一般の是非はともかく広島市民の生命と財産の保全に対して行政上最高責任をもつ広島市長に原告の一人となって欲しいことを要望している。（別添資料：要望書「伊方原発運転差止広島裁判の原告団の一員としてご参加いただけないでしょうか」参照のこと）なおこの要望書では原告団・応援団は広島市長の回答を要求していなかった。

回答は3月28日（月）午後1時30分から広島市役所内で別室を用意して行われる。当日は松井市長に代わって環境局温暖化対策課長の竹内真理氏が応対し市長の回答を伝える。原告団の中には、なぜ温暖化対策課長が・・・?との疑念の声も上がっている。また当日は竹内課長が市役所本庁1階ロビーまで堀江団長と伊藤副団長を出迎え回答の行われる別室まで案内するという。

なお堀江団長（75才）も伊藤副団長（75才）も広島原爆の被爆者。

記

伊方原発広島裁判原告団長・副団長の要望書に広島市長が回答

場所：広島市庁舎1階ロビー集合 別室回答会場

時刻：2016年3月28日（月） 午後1時30分より

本プレスリリース添付資料

- ・ [要望書「伊方原発運転差止広島裁判の原告団の一員としてご参加いただけないでしょうか」](#) 1点
- ・ [A5版8頁リーフレット「被爆地ヒロシマが被曝を拒否するー伊方原発運転差止広島裁判」](#) 1点

問い合わせ先：

伊方原発広島裁判応援団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail：[saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org)

URL：<http://saiban.hiroshima-net.org>

担当者：原田二三子（080-3885-9466）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる